

# 第 8 回

## 岩国地域 8 市町村合併協議会会議録(写)

(平成 17 年 7 月 27 日)

岩国地域 8 市町村合併協議会事務局

第8回 岩国地域8市町村合併協議会会議録

日 時 平成17年7月27日(水曜日) 午後1時30分~午後3時15分

場 所 錦ふるさとセンター(錦町)

次 第

1 開 会 . . . 3

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名について

4 議 事

(1)報告事項

報告第13号 まちづくり推進組織検討小委員会報告について . . . 4

報告第14号 新市消防団組織体系について . . . 9

報告第15号 新市公共施設名称について . . . 12

報告第16号 合併時創設事業等について . . . 13

- ・人材育成事業及び青少年派遣事業
- ・重度障害者福祉タクシー利用助成事業
- ・はりきゅう施術費助成
- ・奨学金貸付

5 その他 . . . 21

6 閉 会

出席者(会長、副会長含む55名)

会 長 井原勝介

副会長 榎本利光 田中英雄

委 員 (1号委員)

植野正則 藤本雄三 武居龍志 寺本隆宏 宗正久明

(2号委員)

桑原敏幸 松村和一 對藤賢次 川崎昇 吉田輝雄

松本久次 藤井禎 清柳聰 伊藤泰雄 池田良幸

吉山國臣 内山正則 堀江吉政 平岡政治

(3号委員)

瀨田俊彦 二宮信子 笹川徳光 平田整 佐野松乃

友田洋 藤崎秀生 小野哲明 高木正則 藤弘繁生

田村順子	諫早文作	虎谷房子	山田太三	藤田房子
西本明	清弘雄正	林忠克	荻原節子	野村泰
中西更生	堀江泰	中村美鈴	藤村利夫	河村功
竹中洋揚	三家本八重子	相川正雄	林一夫	小川芙美荏
市村昭雄	宮崎正人	山崎英一		

欠席者 (3名)

(2号委員)

高田和博 中塚一広

(3号委員)

芦岡謙一

傍聴 26人

[午後1時30分開会]

白木事務局長 いよいよ夏本番という季節になってまいりましたが、皆様方には夏バテなどされないように、健康には十二分に留意をしていただきたいというふうに思います。

それでは、委員の皆様方には大変お暑い中、またお忙しいところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。ただいまから第8回岩国地域8市町村合併協議会を開催させていただきます。

協議会の会議に先立ちまして、井原会長が一言ごあいさつを申し上げます。

井原勝介会長 皆さんこんにちは。本当に暑い中、そして錦町は県下でも一番暑いぐらいのところ、暑くて寒いところだというふうに聞いておりますが、本当に暑い中、第8回の協議会に大勢の皆さんに御出席いただきまして、まことにありがとうございます。ちょっと開催頻度が少なくなってますから、久しぶりにお会いしたような感じがいたします。

きょうはノーネクタイ、クールビズということで多分御案内をしたんだと思います。何かネクタイをやらなくなると、もうネクタイできないような感じが最近してまして、ずっと年間通してこういうのをやるのかなと今思ったりしてるところであります。

合併協議につきましては、もう御存じのとおり来年の3月20日に合併をするということが本決まりになりまして、協議会自体はそんなに回数は開催しないわけですが、その間にも事務局も何度も集まって具体的な調整をしておりますし、首長会議も頻繁にやりながら、またいろんなことを調整、話し合いをさせていただいているところでありますし、議会の方も議会のあり方、進め方について調整をしていこうと、協議をしていこうということで、議会の調整会議もまた頻繁に開催をされているというところであります。まだまだ調整すべきことはたくさん残っておりますが、そういう意味では着実に準備を進めていってるというところでございます。

きょうは、久しぶりに開催をさせていただきまして、そういう協議事項等について報告をさせていただきながら、皆さんの御確認を得て前に進めていきたいという会議でございます。

特に、まちづくりにつきましては小委員会を松村委員長のもとにつくっていただきまして、いろいろ精力的な協議が進められてきておりまして、一通りその小委員会の報告書もまとまったわけでありまして。その点についてもきょうは御報告をいただきたいというふうに思っております。そのほか消防団のあり方、あるいは公的機関のあり方等について議題として、報告事項として上がっておりますので、また円滑な御審議に御協力のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

そして、全部終わりました最後に、もう全国的に話題になっておりまして、岩国もいろいろ今騒がれておりますが、米軍基地の再編問題について現在の状況と経緯と現在の状況、それから考え方について、せっかくの機会ですから皆様にも御説明を私の方からさせていただきたいという

ふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

白木事務局長 ありがとうございました。

本日の会議には、3名の委員の方々が御欠席されておりますけれども、協議会規約第10条第1項に規定いたしております定足数を満たしておりますので、本会議が成立しておりますことを報告させていただきます。

続いて、資料の確認でございますが、先般送付させていただきました第8回の会議資料、それからまちづくり推進組織検討小委員会の報告書、いずれもA4版であります。以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、協議会規約第10条第2項の規定に基づきまして、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの進行は井原会長にお願いをいたします。よろしくお願い致します。

井原勝介会長 それでは、私の方で議事を進行させていただきますので、御協力のほどよろしくお願い致します。

まず、会議録署名委員として錦町の松本委員と、美和町の林委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

#### 報告第14号 まちづくり推進組織検討小委員会報告について

井原勝介会長 続いて、議事に入りたいと思います。

まず最初に、先ほど申し上げましたまちづくり組織推進検討小委員会の報告が出ておりますので、松村委員長から報告をしていただきたいと思います。

松村和一委員長 それでは、皆さんこんにちは。なるべく簡単にわかりやすく御説明いたしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、まちづくり推進組織検討小委員会の協議結果の報告と、小委員会報告書の説明をまとめて行います。

まず、小委員会の協議結果の報告ですが、第1回及び第2回会議は4月の協議会において既に報告しておりますので、第3回及び第4回会議の概要を御説明いたします。

第3回会議は、先般6月3日、第4回会議は6月29日に、資料に記載のそれぞれの議題について審議をいたしました。まず、第3回会議ですが、コミュニティ部会での検討内容の報告及び小委員会報告書案について審議をいたしました。コミュニティ部会での検討内容の報告に関しては、審議の結果、第3回会議に提出した資料をもとに小委員会報告書へ追記することになりました。

た。また、小委員会報告書案に関しては、報告書への追記を含めて修正が必要な部分もあり、小委員会報告書の修正案を再度提出することになりました。

続いて、第4回会議ですが、小委員会報告書の修正案について審議の結果、掲載内容については小委員会において修正点を含めて最終的な確認をいたしました。

本日は、小委員会報告書を本協議会へ提出していますので、報告書の掲載内容についてポイントとなる部分を説明いたします。

それでは、小委員会の報告をいたします。まず、報告書の構成ですが、小委員会において検討した2つの大きなテーマである自治会組織のあり方と、まちづくり推進組織のあり方に関して、小委員会に提出した資料や小委員会での協議内容等をもとに記述しております。

報告書の1ページの下から4行目に記載しておりますが、この報告書は本小委員会においてまちづくり推進組織の中心となる自治会組織のあり方を含めて、まちづくり推進組織のあり方を検討し、新市のまちづくりにおいて何が大切か、どうあるべきか、どのように実行していくかなどを指針として示したものであるとして、「はじめに」という形で、冒頭にこの報告書の紹介をしています。

次の2ページから3ページにかけては、小委員会に提出した資料をもとに、自治会の現状と課題を記述しております。

続いて、4ページと5ページですが、自治会組織のあり方に関する検討として、自治会組織に関することで4ページの前段に自治会長の身分、同じく後段に連合会組織の形成、5ページに自治会活動及び助成に関して、自治会への依頼業務や自治会への報償金等及び助成の3つの項目に分けて、それぞれの検討内容を載せています。

特に、自治会長の身分に関しては、小委員会で活発な議論があり、審議の結果、自治会長の身分については任意団体の長とするべきであるという方向性で意見集約をいたしました。

なお、身分の統一時期については、平成18年4月1日とするということで確認をいたしました。周東町においては、これまでの歴史や経緯等もあり、自治会長の身分が合併後の早い段階で統一されることに厳しい見解を示されました。しかし、最終的にはその他の市町村と同様に、身分の統一に向けて努力していただくということになりました。

さらに、連合会組織の形成に関しては、4ページの後段に記載のとおり、地区連合会や各地域の連合会に関しては、新市において速やかに統合できるよう連合会組織の形成に努める。また、新市全体の連合会に関しては、新市全体で一体感を醸成するためにも設置するべきであるという方向で意見集約をしました。

その他、自治会への依頼業務や自治会への報償金等及び助成に関しては、5ページの下に記載のとおり、自治会への依頼業務や自治会への報償金等及び助成に関しては、新市において各地域

の実情等を十分考慮した上で、合併後段階的に調整し統一するものとしてしています。

次の6ページから7ページにかけては、今後の自治会組織や自治会活動として、その前段に新市における自治会組織に関する2項目、後段に新市における自治会活動に関する2項目についてそれぞれ記述しています。

6ページの中ほどには、(1)の、今後の自治会に求められるものとして、各地域の自治会組織や新市全体の連合会組織が効果的に機能することにより、各地域において地域の課題に地域みずからが取り組んでいくことが求められると記述しています。

また、6ページから7ページにかけては、(2)の、自治会活動の活性化として、住民の意識の向上、地域リーダーの育成、自治会活動と行政の3項目を上げています。

次に、8ページと9ページですが、まちづくり推進組織のあり方に関する検討として、8ページにまちづくり推進組織について、9ページに各組織間の関わりについて、それぞれ検討内容を載せています。特に、各組織間の関わりに関しては、小委員会においていろいろ御意見がありましたが、新市全体のまちづくりにおいて、イメージ図を参考に新市全体で組織づくりに努め、各組織が効果的に機能するような相関関係を築くべきであるという方向で意見集約をしました。

意見集約の中のイメージですが、次の10ページにまちづくり推進組織とその他の機関との関係イメージ図を載せています。小委員会における調査、審議の一つの成果として、この図を上げることができると思います。

意見集約に関して、今各組織が効果的に機能するような相関関係を築くことで、できれば新市全体が活性化するのではないかと考えられます。

次の11ページには、まちづくり推進組織やその他の機関の役割を図にしたものを参考までに掲載しております。

次の12ページから13ページにかけては、今後のまちづくり推進組織や活動として、その前段に新市におけるまちづくり推進組織に関する3項目について、後段に新市における町づくり推進組織の活動に関する3項目について、それぞれ述べております。

(1)の、まちづくりの基本的な考え方として、まちづくりとは道路施設の整備や地域イベントの開催等のもとより、人々が日々の暮らしの中でより快適で豊かな生活を送れるようにすることそのものが、「まちづくり」であるとの共通認識と理解を持つことが必要であると述べています。

また(2)の、まちづくり推進組織に求められるものとして、今後のまちづくりにおいて最も重要なことは、行政主導で行われがちな地域づくりを見直し、「住民の視点」や「住民組織ならではの発想」によるまちづくりが行われることであり、今まさにそれが求められると述べています。

最後に14ページです。この報告書の掲載内容のまとめとして、ポイントとなるものを3点ほど上げて、「おわりに」という形で締めくくりました。

まず、今後のまちづくりにおいて、これまでの各地域を支えてきた住民にとって最も身近な存在である自治会等の果たす役割というものが、これまで以上に重要になってくると考えられるという点と、そして、新市全体の自治会連合会組織や、まちづくり推進組織の連合体の設置により、新市全体が活性化するような組織づくりが大切であり、各組織が効果的に機能するような関係を築くことが重要な意味を持っているという点、新市のまちづくりにおいて、より充実したまちづくりを進めるために、地域自らの主体性と創意工夫に基づき、住民と行政が一体となったまちづくりを推進していくことが、新市の発展に結びつく最も大切なことと思われるという点、これらの3点をポイントとして上げました。

終わりにになりましたが、本小委員会において自治会組織やまちづくり推進組織のあり方等を検討したことは、大変意義深いものであったと思っています。先ほど述べました3つのポイントを踏まえて、この報告書がまちづくりの指針として新市におけるまちづくりの中で大いに反映されるよう切望し、さらには将来にわたって住民と行政が共に働く共働、共につくる、共創する新しいまちづくりが実現されることを確信して、まちづくり推進組織検討小委員会の報告書といたします。

終わりに、委員の皆さんの英知と御指導と御協力、そして白木局長と森本、武安事務局員の方々、外局員の方々の協力に感謝の言葉を捧げます。

以上でまちづくり推進組織検討小委員会の協議結果の報告と小委員会報告書の説明を終わります。ありがとうございました。

井原勝介会長 ありがとうございました。簡潔に御報告いただきまして、大変ありがとうございました。松村委員長外委員の皆様方の御努力に敬意を表したいと思います。

それでは、御質問とか御意見とかありましたら、お出しいただきたいと思います。吉山さん。吉山國臣委員（周東町） 周東町でございます。先ほど委員長さんからの報告にもございましたけれども、周東町の中ではこれに対していろいろと自治会長の身分等をめぐって、いまだに釈然としないものが残っております。ただし、この小委員会で十分論議が尽くされた上で、この報告書が作成をされたものと思っておりますので、この結果としては周東町といたしましても、尊重してまいりたいと思っております。

ただ、委員長さんの報告にもございましたように、周東町におきましては、長年にわたりまして非常勤特別職として自治会長さんの身分を保障しながら、そして広大な地形の中で100%の加入率を誇って一生懸命やってきたわけでございますので、任意団体の長であろうと、非常勤の特別職であろうと、その名前だけが違うだけであって、そんなにその中身、要するに経費の面に

については、全部統一されるわけですから、自治会の加入率をこれまでどおり維持をしていくということについては、やはり非常勤の特別職としての、自治会長さんの身分の保障をしてあげたらいいんじゃないかということが、まだいまだに残っております。

ただ、先ほども申し上げましたように、これからもこのまとめられました報告書については、尊重をしてまいりたいと思っております。

それから、岩国市さんあたりにおかれては、加入率が80%台ということでございます。人口ですれば10万都市で2万人の方が自治会に加入しておられないということなので、周東町においてもこれが任意団体の長とすることになれば、自治会に加入しようがすまいがいいんじゃないかというような考えが起こされる方があって、未加入者がふえてくるんじゃないかと、こういったことを心配しておりますし、それからそういった未加入者に対するいろんな連絡事項とか、そういった伝達方法については、どういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

松村和一委員長 はい。いろいろと会議の中で論議がありました。特に錦の委員さんからは、先進地の例を挙げられまして、そういう場合は行政が先頭になってやっていこう。そして、先ほど報告いたしましたように、時間をかけてつくっていこう。何と言いましても、民主主義の原点は住民であります。住民を組織することが、議員が少なくなったときに発揮するということで、共通認識と理解を求め、そのように理解していただきました。

そういうことで、最終的にはどうしてもそれが不可能であれば、先進地がやっているように、行政協力指導員等々を設けることの提言もございました。

以上であります。

井原勝介会長 はい、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告書を了承したいというふうに思います。報告ですから、了承ということではないんですが、尊重していきたいというふうに思います。

今吉山さんの方からもありましたように、それぞれの地域が歴史を抱えて今まで自治会、コミュニティ活動等もされてきているわけでありまして、なかなか一つにすぐにしていくというのは難しい面もありますが、特に広い地域を統一的に、そしてそれぞれの地域が抱える特徴とか伝統とか文化とか、そういうものを生かしながら特徴のある地域をつくって行って、そして全体でいまいちにしていくというためには、行政だけではない、やっぱり自治会とかコミュニティ活動とかっていうことを充実するということが、これからはますます重要になってくるというふうに思いますので、この報告書の趣旨を我々尊重しながら、それぞれの地域においていい自治会、コミュニティづくり、まちづくりをしていただきたいということをお願いしまして、この報告書を尊重していきたいというふうに 何かあるんですか。荻原さん、どうぞ。

荻原節子委員（周東町） すいません。今御説明で、指導員を置くっていう提言をされたということ発言されたんですが、それはどっかに記載されてるんでしょうか。

松村和一委員長 そのことは報告書には載せずに、将来考えるというような理解を持っております。

荻原節子委員（周東町） いや、大事なことなんで、できればそういうことのあるのでしたら、この報告書のどこかに載せていただくか、どこかにあると私たち安心できますが。

松村和一委員長 こういう場でお約束したことですから、載せなくても皆さんの前で言ったことですから、将来記憶に残ると思いますので、よろしく願います。このあなたの発言も、私の答弁も、そのまま議事録に残ります。よろしく御了承いただきたいと思います。

荻原節子委員（周東町） 大事によろしく願います。

井原勝介会長 松村委員長言われたとおりでありまして、報告書については、小委員会で十分に議論されて報告をされたものですから、これはこのままやはり我々尊重していきたいと思えます。

そういう中で、今のように将来運用していく中で、どうしても漏れがあるとか、もう少し徹底した方がいいようなときに、そういう行政指導員のようなこともあるんじゃないかという議論が出たんだろうというふうに思いますから、荻原さんまた発言されたわけですから、そういうことも我々十分に注意をしていくということで、ここの了解とさせていただきたいと思えますので、よろしく願います。

さっきもう取りまとめやりましたんで、いいですね。はい、よろしく願います。それぞれのところでぜひ御努力をいただきたいと思います。

改めてもう1回、松村委員長さんを初め委員の皆様方には、心から敬意を表したいと思えます。ありがとうございました。

#### 報告第14号 新市消防団組織体系について

井原勝介会長 それでは、続きまして報告事項2番目の新市消防団組織体系について報告をしてください。

杉本事務局員 合併協議会事務局の杉本です。失礼ですが座って報告させていただきます。

それでは、新市消防団の組織体系に関する取扱いについて御報告いたします。

消防団の取扱いについては、第3回協議会において8市町村の消防団は合併時に統合し、消防団員は、新市に引き継ぐものとする。団長、副団長及び定員については、合併時に調整し、その他の階級等については、新市において速やかに調整すると確認されているところですが、団の編成や階級、役職等は重要な案件でもあり、合併時まで調整を進める事項として取りまとめを行

いましたので、御報告させていただきます。

まず、会議資料4ページ目の編成についてですが、団全体の総括を行う団本部を中心として、実質的な消防活動を行う10の方面隊で構成することとしております。方面隊は、旧市町村単位の消防団を基礎としておりますが、岩国地区のみは人口が集積し、活動件数が多い状況等から、3方面隊に区分しております。

各方面隊内の編成は、大幅な組織変更による業務への支障を避けるため、当面は現行の市町村消防団の編成、本部及び分団、部及び班等を引き継ぎ、新市に移行後必要に応じて再編を行うこととしております。

次に、消防団の定数については、現在各市町村で保有している消防ポンプ自動車等の資機材の状況をもとに消防活動に従事することが可能である人数を算出し、その人数を定数として1,685人としております。なお、実際の消防団員数は定員数までには若干余裕をっていますが、現時点において消防活動が十分対応できる体制は整えており、今後も団員の確保については、その維持に努めていくこととしております。

続いて、5ページ目の2の役職及び階級についてですが、新たに設置する各方面隊に副団長の階級である方面隊長を1名、分団長の階級である方面副隊長2名を役職として設け、火災等の緊急時にはそれぞれ指揮命令権をもって消火活動を行うこととしております。

分団長以下の役職は、現在の各消防団に共通する区分を基礎に設定しております。なお、階級と役職の相違についてですが、階級は消防団の組織、指揮、命令系統、責任の所在等を明らかにするために、消防庁の基準に従い市町村の規則で定めることとなっているものですが、今回当地域では前の4ページ目で御説明しましたように、方面隊を置き、それぞれの指揮命令権をもって活動に当たるため、よりその指揮命令系統、責任の所在等を明確にするため、役職として別に定めることとしたものであります。

続いて、3の報酬及び費用弁償についてですが、年額報酬はおおむね県内13市の報酬の平均額である岩国市の例によることとしており、新たに設ける方面副隊長は、方面隊長と分団長の中間額としております。

また、消防活動に出務した際の費用弁償については、緊急出動、火災、水防の場合、地方交付税の単位費用として措置される額が定まっていますので、その額である6,800円とし、また訓練、警戒、その他の消防業務は、出務人数の割合が最も多い区分である訓練の8市町村の平均値である4,300円としております。このように、危険度が高く労力も必要とする緊急出動と、それ以外の出務について差を設けることについては、ここ最近全国的に見られる事例となっており、それらを参考にしております。

なお、本日御報告するこれらの内容については、各市町村の消防団と御相談しながら進めてま

いりましたが、去る7月13日に消防団長会議を開催し、改めて御説明をした上で御承認をいただいておりますので、あわせて御報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

井原勝介会長 はい、ありがとうございました。消防団の組織等についてであります。御意見、御質問がありましたらどうぞ。はい、どうぞ、清柳さん。

清柳聡委員（由宇町） 由宇町なんです。昨日私のところは特別委員会を開催いたしまして、この消防団の組織について事務局から説明を受けまして、皆さんの意見を聞き、本日そのことをよく、これは報告事項でありますので、協議事項ではありませんので、よく要望をしとけということでありましたので御報告いたします。

その中、意見の多かったことは、責任の分担、そして役割等が現在とどの程度違ってくるのか。また、その点があきらかにないので、今後事務サイドで検討されることと思いますが、そのことには各市町村の現在の消防団長の意見をしっかりと踏まえた上で、協議を進められることを要望しておきます。

消防団員の出動要請につきましては、私は今さら申し上げることもありませんし、火災とか水害、地震等の緊急を要することが多いわけですので、現在の各自治体の団長の指揮命令系統で詳細に動くということが重要な課題だろうと思っております。その点を踏まえまして、今後協議を進めていっていただきたいことでもあります。

参考までに申しますと、本日の新聞であります。社説に防災基本計画が載っております。これには、まだまだ遅い自治体の対応ということが取り上げられまして、改正点を8項目上げております。確かに、火災等は1分を、何秒を要するものですから、しっかりその点を細かく対応できるような体制づくりをしていただきたいと、かようでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

白木事務局長 ただいま言われましたように、消防団につきましては、常日ごろから消防、水防などの防災活動に尽力をしていただいております。住民の方々の生命や財産を守るという極めて必要かつ重要な役割を担っていただいております。これは十分認識しておりますし、当然のことでもありますけれども、常備消防との連携をとりあいながら、いざというときの命令系統が明確になっていなければいけないというふうに考えております。

したがって、本日報告させていただきました項目以外にも、詳細を詰めていかなければならぬことも多々ありますので、合併時まで、あるいは合併後においても、先ほど申されました8市町村の消防団長さん等と行政側とで十分協議をしていながら進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

井原勝介会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これも本当に常備消防といえますか、本来の消防署の方は既に統一をされて、組合として一体的に運営をされているわけですから、消防団の方も新しいこういう組織のもとで一体的に、かつ今清柳さんもおっしゃいましたように、機動的に運用されていかないといけないと。

特に、消防団は地域にあって迅速に行動するということが一番大切なことでありましようから、これももう基本的なことでもありますので、この基本的な事項に基づきながら、消防団長たちともよく相談しながら、機動的に動けるようにこれからも協議を詰めていきたいというふうに思いますので、この組織等についても一応報告ということで御了承していただくということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうね。

それでは、そういうことでこれについても了承したいと思います。ありがとうございました。

#### 報告第15号 新市公共施設名称について

井原勝介会長 それでは、続きまして次の報告事項としまして、新市公共施設名称等についてを報告をしてください。

佐伯事務局員 事務局佐伯と申します。それでは、新市の公共施設名称について御報告いたします。

会議資料7ページをごらんください。まず、名称を決定するに当たっての調整方針について御説明します。

基本方針でございますが、名称の変更に伴う看板の架け替え経費等を考慮し、必要最小限の変更といたします。名称変更を行う場合は、次の3通りの変更方針により分類をしております。として、旧市町村名が冠されている施設については、その部分を新市の名称に変更しています。

として、施設名が類似の名称であるもの、もしくは所在がわかりにくい施設については、所在地を特定しやすくするため、旧市町村名から市町村を除いた旧市町村名を付しています。例としては、玖珂町、美和町にある東部コミュニティセンターをそれぞれ玖珂東部コミュニティセンター、美和東部コミュニティセンターとしております。として、旧市町村名を冠さなくても支障のない、地域住民が利用される施設については、旧市町村名を省略しています。例としては、由宇町にある由宇町港町集会所は、港町集会所としております。また、現行の施設名変更にあたっては、旧市町村の意向に配慮しております。

次の個別方針については、施設区分ごと日程の調整方針に基づき、各施設名称を整理しております。

なお、施設数が900施設以上あることから、一つ一つの施設名については時間の都合上、説

明を省略させていただき、8ページから22ページを御参照いただき、説明にかえさせていただきます。

一覧表には、現行の施設名称と新市施設名称（案）の比較をお示ししており、名称の変更がない施設については、「変更なし」の欄に丸印を記しております。

最後に、看板等の架け替えについては、先ほど御説明したように必要最小限にとどめることとしておりますが、住民生活に支障が出ないことを念頭に置いた対処を行うことを考えております。

以上で新市公共施設名称等についての報告を終わります。

井原勝介会長 ありがとうございます。ただいまの名称等についてですが、御意見、御質問がありましたらどうぞ。大変膨大な数になりますが、一応整理をしてきておりますので、よろしいでしょうか。

それでは、御意見もないようですので、新市の名称等につきまして、施設の名称等につきましても、この報告で了承をさせていただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井原勝介会長 ありがとうございます。それでは、了承することとさせていただきます。

#### 報告第16号 合併時創設事業等について

井原勝介会長 続きまして、合併時創設事業等について報告をしてください。

武安事務局次長 合併時創設事業等につきましては、前回協議会で合併時までには事業内容等を調整する項目としまして、順次協議会へ御報告をしていくことを御確認をさせていただいております。

今回、そのうち4項目につきまして専門部会、幹事会、それから首長会議等において調整が完了をいたしましたので、それぞれ各担当の方から御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

佐伯事務局員 それでは、人材育成事業及び青少年派遣事業の制度創設内容について御報告いたします。人材育成事業及び青少年派遣事業につきましては、会議資料24ページに現行制度をまとめておりますが、これまで各市町村が特色を活かし、基金等を活用の上、産業振興を始め国際交流、文化・スポーツ振興など様々な分野における研修事業等への参加助成や派遣事業を行ってきたところです。しかし、対象者や助成内容が大きく異なっていることから、第3回協議会において合併時に制度を創設することの御確認をいただき、新市としてふさわしい新たな制度内容について検討した結果、人材育成事業と青少年派遣事業の大きな2つの柱に分け、制度を創設することにいたしました。

25ページをごらんください。まず、人材育成事業につきましては、市民主体の活力あるまち

づくりに寄与する人材を育成するため、みずから研修や講習への参加を希望する市民に対して、必要経費の一部を助成する制度としております。この制度の助成金交付に当たっては、国、地方公共団体、公共的団体が主催する国内外での講習、研修、実習等に限らず、まちづくりに実績がある民間団体等が企画主催する国内での研修、実習等への参加も対象事業としております。

助成については、その受講料や参加料、交通費、宿泊費等を必要経費とし、これらに対し10万円を限度に2分の1の額を助成することにしております。

続いて、青少年派遣事業につきましては、次世代を担う青少年を海外に派遣することにより、国際理解の増進及び将来の地域リーダーの育成を図ることを目的とし、派遣先については新市が締結を行う海外の姉妹都市として、新市全域の青少年を対象に実施いたします。

なお、国内の姉妹都市等への派遣事業については、合併時の平成18年度は現行どおりの対応とし、19年度以降については、新市における姉妹都市提携も関係することから、事業内容の再検討を行うこととしております。

以上、人材育成事業及び青少年派遣事業の制度創設内容についての報告を終わります。

遠藤事務局員 続きまして、重度障害者福祉タクシー利用助成事業の制度創設内容について御報告いたします。事務局の遠藤と申します。

会議資料26ページをごらんください。重度障害者の方に対する福祉タクシー利用助成といたしましては、備考欄の下段にありますように、第3回協議会におきまして身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1級から3級の方を対象者といたしまして、年間48枚のタクシー券を交付することを既に御確認しているところですが、人工透析の患者の方に対する対応について、制度を創設することになっておりました。

現時点におきまして制度が設けられている玖珂町、周東町では年間108枚のタクシー券が交付されていますので、両町の例を踏まえまして検討を行いました結果、人工透析の患者の方は、他の障害者の方に比べ通院の回数が多く、経済的な負担も大きいことから、その支援を行うために一定の加算措置を講ずることを制度の目的としております。

加算措置の内容といたしましては、経済的な負担を軽減するという観点から、透析の回数に応じて格差を設けております。通常の交付枚数は1月当たり4枚、年間48枚ですので、これに透析を週1回行っておられる方については、1月当たり2枚、年間24枚の加算を行い、年間72枚の設定としております。

また、透析を週2回以上行っておられる方には、玖珂町、周東町の現行の制度にならい、年間の交付枚数を108枚と同数の設定としております。

なお、現在玖珂町、周東町においてタクシー利用助成を受けておられる方は、おおむね週2回以上人工透析で受診されている状況から、透析回数に応じ格差を設ける新制度によりまして影響

を受けることは少ないものと想定しております。

以上が重度障害者福祉タクシー利用助成事業に係る制度創設内容でございます。

続きまして、はり・きゅう施術費助成の制度創設内容について御報告いたします。

会議資料27ページをごらんください。はり・きゅう施術費助成といたしましては、現在岩国市において国民健康保険に加入されておられる方全員を対象に、また由宇町では身体障害者の方と65歳以上の方を対象に、玖珂町、周東町では全町民の方を対象にそれぞれ助成を行っております。

新市の国保の加入者の方に対しましては、既に国民健康保険事業の取扱いの中で、岩国市の例によるの方針を御確認いただいておりますが、国保加入者以外の方に対する制度については、第4回協議会におきまして合併時に創設することになっていたところでございます。

新制度の検討に当たりましては、備考欄にもありますように、県内で国保加入者以外の方に対しても制度を設けておられる5市の助成内容も参考にしております。その結果、新制度の内容としましては、住民の健康増進に寄与するため、はり・きゅう施術費の一部を助成することとし、対象者につきましては、財政面における影響も考慮に入れ、他市の事例にもならい70歳以上の高齢者とするとともに、助成の回数は月5回としております。

次に、助成額につきましては、国保加入者の方とのバランスも考慮し、国保加入者の方と同額としております。

なお、現在岩国市において国保加入者の方に助成している額につきましては、厚生労働省が保険診療分として定めております療養費の7割相当額となっております。3割分については自己負担いただくということになっております。この考え方を新制度でも用いることとしております。

また、新たな制度の内容では、玖珂町、周東町に居住されている利用者の多くが対象にならないこととなります。実績では各町それぞれ100人以上の方が影響を受けることが見込まれますので、その対応につきまして検討を重ねました結果、国保に加入されていない70歳未満の方にも経過的な措置が必要と判断し、当面現行のとおりとすることとしております。

新市におけるはり・きゅう助成に係る概算の所要経費といたしましては、国保会計分、一般会計分あわせまして約3,300万円と見込んでおりまして、全額一般財源での対応となりますので、制度の運用に当たりましては、新市の財政状況を見ながら慎重に行ってまいりたいと考えております。

以上がはり・きゅう施術費の制度創設内容についての御報告でございます。

名和事務局員 続きまして、奨学金貸付について御報告いたします。

会議資料28ページをごらんください。奨学金貸付につきましては、第3回協議会におきまして合併時に制度を創設すると確認され、その後専門部会において詳細な検討をいたしましたので、

その結果を協議会に報告させていただくものでございます。

まず、現行制度について御説明いたします。現在、岩国市、玖珂町、本郷村及び美川町に無利子の奨学金貸付制度がございます。このうち、岩国市、玖珂町及び美川町は基金から貸し付けており、本郷村は一般財源で対応しております。なお、岩国市、玖珂町及び本郷村の制度は他の奨学金制度との併給を認めております。周東町では、現在制度創設に向けて基金を造成中ということでございます。各市町村の貸与月額につきましては、表にお示ししているとおりでございます。

続きまして、新制度について御説明いたします。新制度は、先ほど御説明いたしました4市町の基金の合計額の約1億5,000万円を財源に貸し付けるというものでございます。専門部会におきましては、この基金を有効に活用しながら、存続可能な制度とすることを念頭におきまして検討をいたしました。制度内容につきましては、貸与月額を国公立高校、高等専門学校1万円、私立高校、専修学校高等課程1万5,000円、国公立大学、専修学校専門課程2万5,000円、私立大学3万円としております。

貸付期間につきましては、正規の最短修学期間としております。募集人員につきましては、これまでの実績から見込みまして国公立高校、高等専門学校、私立高校、専修学校高等課程をあわせまして20人以内、国公立大学、専修学校専門課程、私立大学をあわせまして40人以内としております。

返還につきましては、卒業後、その翌月から貸付を受けた期間の2倍の期間内に月賦、年賦、または半年賦で返還していただくこととしております。他の奨学金制度との併給につきましては、制約をしないということとしております。

以上で、合併時創設事業の4事業につきましての報告を終わらせていただきます。

井原勝介会長 ありがとうございます。ただいまの4事業につきまして順番に一つ一つ御意見がありましたら、聞いていきたいと思っております。

まず最初に、人材育成事業及び青少年派遣事業につきまして御質問、御意見がありましたらお出してください。はい、どうぞ。伊藤さん。

伊藤泰雄委員（玖珂町） 玖珂町としましては、先般特別委員会を開催いたしまして、この人材育成事業につきましてお互い話し合いました。これは玖珂町の事務局の方の説明が不十分かもしれません、また誤解があるかもしれませんが、委員会としましては事業目的については、特別な意見はございませんでした。

しかしながら、この対象事業の3番、4番ですね。ここに最後に「市長が特に認めるもの」というのが2つとも入っております。そこで、さっきも申しましたように、事務局説明、また誤解があるかもしれませんが、委員会といたしましては、特定の権力者、そして職務代行者が対象事業を認めるものはいかなるものだろうか、そのような意見が出まして、恐らくすべてにお

きましては審査会等が設けられまして、その審査会において補助金とかいろんなことがこれからやられると思いますけども、しかしながら、このように「特に認めるもの」というこの部分につきましては、削除されてもいいんじゃないかという、そのような意見が出ましたことをここに申し添えておきます。

白木事務局長 確かに今言われますように、市長が特に認めるものというのがついております。この対象事業の1番から4番を一応御説明だけしておきたいと思いますが、1番については、主催者が国または地方公共団体という特定がされております。2番目については、公共的団体という主催者の特定がされておる。そこで、一応の一定の内容の確保ができるのではなかろうかということで、そこには入れておりませんが、3番目につきましては、別に疑っているわけじゃないですが、まちづくりのために活動している者ということだけの設定になっておりますので、主催者であるとか、あるいは研修、実習等の内容の趣旨がちょっとこれじゃ明確になっていないという不安の部分があって、市長が市長と言いましても、伊藤委員長言われましたように、担当部署から助成の必要性等について検討がされ、またその審査会等で審査をするわけでありませうけれども、そういった制約をかける意味で、そこに「市長が」というものが入っておると。4番目については、どちらかといえば人材育成に係る事業であれば、弾力性をもたせて人材育成につながるものということになるならば、助成の対象にしようかということで、こういった形が規定されています。

こういったいろんな例規について、特に市長がとか町長がとか、村長が認めるものというのが割と例規なんかには入れてあるケースが多いかと思うんですが、別にさしたる他意はないんですけど、弾力的なその運用とか、逆に今言いました一定の規制をかけるかという意味で、各種規定の中でもいわゆる保険みたいなものをかけておくような形になっている規定の仕方が結構あると思います。

言われましたように、必要ないといえば必要ない部分という考え方もあろうかとは思いますが、今後その規定を整備していく段階において、この言葉を落としても支障が全くないかどうかということについては、検討の課題としてはとらえていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

井原勝介会長 ちょっと誤解があるといけませんけど、市長がっていうのは、市長個人がっていう意味じゃなくて、市という行政体がっていう意味ですからね、ここは。それをこういう規則では「市長が」ところ、国であれば「大臣が」というふうに書いてあるんですけど、それは「何々省が」ということであるし、市であれば「市行政が」ということですから、市長が勝手に決めるとかいうことではないということをお理解いただきたいというふうに思います。

実はいろんな規定の中にこういうのが岩国もたくさんあるんですよ。あるけども、基準が明確

でないものもどうかという気もしてはいるんですけども、一方ではやっぱり規則の中にきちんと書けない、いろんなものが出てくる場合がありますから、そういう場合に弾力的に対応できるように、合理的な判断ができるように、こういう規定を設けていると、そういう便宜さもあるということで、従来こういう規定がある場合が多かったものですから、こういうことが入ったんだろうというふうに思いますが、これは一つの報告でありますから、実際に規則等を整備するときには、今のような御意見も踏まえて、どういう規定にしていくのがいいのか、検討をさせていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。この人材育成事業についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これについてもじゃあ報告として了承していただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井原勝介会長 ありがとうございます。

じゃあ、続きまして次の重度障害者福祉タクシーの利用助成金について、御意見がありましたらどうぞ。はい、どうぞ。吉山さん。

吉山國臣委員（周東町） 周東町でございます。この件につきまして、都市部の交通の便のいいところと、それから周辺部の交通の便の悪いところの利用者について、一律同じ枚数でいいのかどうか。過疎地域に住んでいる周辺部の交通の便の悪いところについては、多少枚数の調整をふやしていただきたいというような意見がございました。

遠藤事務局員 居住する場所によりまして交付枚数に差をつけることにつきましては、専門部会の方で具体的な議論を行っておりませんので、現時点ではなかなかお答えできかねるような状況ではあるんですけども、県内他市の事例も見ましても、そのような対応をとっているところというのは、ないように見受けられます。これは、公平性をもって対象地区を設定するという判断がなかなか難しいというのが理由ではなかろうかと推測されます。

また、これ以上の交付枚数を上乘せするということになりましたら、財政的な課題も生じてこようかと思われま。新市におきましてはバスの優待乗車証が新たに導入され、障害者の方におかれましては、無料で市営バス等を御利用できるというような形になりますので、そのような制度によりまして御対応をいただけたらというふうに考えております。よろしく願いいたします。

井原勝介会長 なかなかそういうやり方も余りしてないようですので、なかなかすぐというの難しいかもしれませんが。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましても原案どおりというか、報告を了承するというところで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井原勝介会長 ありがとうございます。

続きまして、はり・きゅうの助成制度について御意見を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、御意見もないようですので、これについても報告を了承したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井原勝介会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、奨学金貸付事業につきまして御意見をいただきたいと思います。はい、どうぞ。池田さん。

池田良幸委員（本郷村） 本郷村ですけれども、本郷の場合は基金でなしに一般財源で運用しておりますが、今相当額貸し付けをしておるわけでございますので、今度償還をいただく場合、その償還金については一般財源に返すんでなしに、基金の方に返していただくということで一元化して管理をしていただいた方が、よりいいんじゃないかと思っておりますので、貸し付けた償還金については、基金の方に繰り入れて管理していただくような方策ができれば、検討していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

名和事務局員 専門部会の方では、そのような議論についてはしてはおりませんが、そのような方向で部会で検討をさせていただきたいと思っております。

井原勝介会長 ほかにありませんか。はい、どうぞ。伊藤さん。

伊藤泰雄委員（玖珂町） これも委員会で出た意見でございますけれども、ここに書いてあります金額でございますけれども、私立大学には玖珂町につきましては4万2,000円を今貸し付けておりますけれども、しかしこれが新制度になりましては3万円と金額が抑えております。

やはり玖珂町としましては、やはり今の4万2,000円を基準として、この3万円については少し少ないんじゃないかと。やはり今この御時世、物価高におきまして、やはり私立大学におきましては、4万ぐらいが妥当じゃないかという意見が出ましたので、また最近の募集時につきましても、公立高校等がこの今の現在対象が5人、また国公立、私立大学においては21人ということを知っております。

やはりある程度奨学資金を借りるといふその魅力的な金額でなければ、やはりいけないんじゃないかということが出ましたので、一応玖珂町としましては、この私立大学におきましては、4万円前後が妥当じゃないかということで、再考を促すという結論が出ましたので、一応報告しておきます。

白木事務局員 いろいろと金額の多少については議論もあろうかと思っております。いろいろ議論した

中で、これは補助金ではないわけでございまして、結局少なく借りれば、返すときの負担が少ない。ようけ借りればそんだけ返すときの負担が多くなるというふうなことで、いろいろ県下の状況を見ながら、伊藤委員長言われましたように、確かに4万円というようなところもあります。少ないところは2万数千円というようなところもあって、部会、幹事会、首長会議等の議論の中でも、大体中間点といいますか、ほぼこれぐらいの額でということで、この金額に落ち着いたという経緯でございまして、1点今までは併給っていいですか、よその奨学金、例えば日本学生支援機構とか財団法人山口県人づくり財団、それから各大学等における奨学金とかいうのもあるんですけども、今まで各市町村において重なってはいけないよということもございましたんですが、重ねて借りることについても、それは認めようということで、ほかに全く借りる道がないかと言ったら、そっちをあわせて借りるというふうな方法もございしますので、市としての貸し付けはこの程度に落ち着いたということでございます。

現実、返済の方も現在の8市町村で700万円程度返済の滞納もあるというふうな実情もございまして、そういったことを加味して、この金額に落ち着かせていただいたということでございますので、御理解をいただけたらというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

井原勝介会長 何かありませんか。いいですよ、どうぞ。

伊藤泰雄委員（玖珂町） 玖珂町が4万2,000円に一応こだわりましたのは、恐らく今の1億5,300万ですか、あのうち約7,000万ぐらいが玖珂町が貸し付けしとるんですよ。今のここにございまして。ということは、やはりその4万っていう数字だからこそ、魅力があって皆借りるんじゃないかという、そのような意見も出ましたことを、一応補足説明させていただきます。

井原勝介会長 わかりました。その点についても、今後の情勢も見ながら検討課題にさせていただくということで、御理解いただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ほかに御意見もないようでございますので、この奨学金につきましても、報告どおり承認をさせていただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井原勝介会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、予定された議題については終了させていただきますが、最初にも申し上げましたように、私の方から米軍基地の再編問題に関しまして現在の状況等について御説明をしておきたいというふうに思いますので、しばらくお聞きをいただきたいというふうに思います。（「休憩」と呼ぶ者あり）それではしばらくそういう御意見も多いようでございますので、10分ぐらい休憩しましょう。それでは、10分ぐらい休憩をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

[午後2時40分休憩]

[午後2時50分再開]

## その他

井原勝介会長 それでは再開したいと思います。私の方から米軍の再編問題についてお話をしたいと思います。

昨年の7月頃ですからちょうど1年ぐらい前でしょうか。突然マスコミ報道で、米軍の再編は全世界的にいろいろ再編問題があるわけですが、在日米軍についても再編をしていこうという話があったわけですが、昨年の7月に突然のようにマスコミで、その再編の中で、岩国に対して厚木基地の機能とNLPを移転するという案が検討されているということが報道されたわけであり、それ以来、いろいろな形で具体的に進んでいる、決まったというようなこともたびたび報道されております。その度に我々としては大変心配をして、国の方に情報確認等もしてきたんですけども、もう何度もやってきましたが、未だに国から公式な情報は一切ありません。全てマスコミ報道等でありまして、正確なところは分からない。ですから全部これから申し上げることも推測のもとでの議論だということをもまず申し上げておきたいと思います。

岩国、あるいは由宇町さんも同じような立場でありますけども、基地問題につきましては、基地が存在しているということについては、安全保障上の役割を受け入れて、理解をして協力をしていこうという立場でこれまでずっと方針をもってやってきております。ただ、基地があるということは、安全とか騒音とかさまざまな住民生活に影響があるわけでありまして、これ以上の基地機能の拡大強化には反対であるというのが従来からの一貫した方針でありました。議会の方でもそういうふうに従来から決議がされたりしているという状況にあります。

そういう前提の中で、マスコミ報道等にあるような厚木基地の機能とNLPが岩国に移転してくるということが仮に実施をされるとなると、その基地機能強化には反対であるという原則からすれば、大きく基地機能の拡大になると、そして住民生活にも大変大きな影響があるということで、到底容認することはできないというのが基本的な考え方でありまして。

もう少し具体的に申し上げますと、今アメリカ軍海兵隊の基地が岩国にありますが、53機くらい飛行機がいると思いますが、厚木基地が移転してくるということは、キティホークという空母が横須賀を母港にしているんですが、母港にしなごらいろいろ活動をしてまた帰ってくると。年間4、5回横須賀港に帰港するわけですが、帰港日数は、1年のうちに平均すると200日く

らい合計すると帰港しているという形になります。その間、横須賀に入っている間、200日ぐらいの間、空母に載っている飛行機が70機ぐらいいますが、その70機が厚木に飛んで行って、厚木で200日ぐらい滞在をして、そこで点検修理をしたり、あるいは飛行訓練を繰り返したりということをするわけです。厚木基地の機能を岩国に移転するということは、空母が横須賀に入る前にその70機が厚木ではなくて岩国に飛んできて、岩国で点検修理をして、訓練飛行を200日ぐらいやって、空母が出て行くときにまたここから飛び立って、空母に乗っかっていくということになるわけであります。

という意味で言えば、今50数機飛行機がいるわけですが、年間200日ぐらいはそれが倍以上になる、70機が追加をされるということになるわけであります。さらに、長期に空母が帰港して出港するときには、例のNLPという夜間着艦訓練という、本当にものすごい轟音のする訓練を必ず空母が出港する前にはやらなきゃいけないということになっていまして、長期に空母が滞在をして出港をするときにはやることになっていまして、多分年間平均すると2回ぐらいは、20日間ぐらい合計なるのでしょうか、NLPということをやることになります。これもだから岩国でやるという案が検討をされているということで。これは私も経験しましたが、本当にものすごい轟音がする、とても市民生活が耐えられるようなものでないということで、従来から大反対をしているものであります。厚木基地が岩国にくるということは、そういうことが岩国で行われるようになると、そして飛行機も倍以上に増えるということになるわけでありまして、今までの基地のあり方が本当に大きく変わってしまって、住民生活に本当に耐えられないぐらいの大きな影響を与えるということになる恐れがあるということで、従来の方針に照らしてみても、とても容認することができないというのが基本的な考え方であります。

これについては、すでに岩国の桑原議長とも私と一緒に国の方にそういう趣旨を外務省、防衛庁、両大臣に6月の初めに伝えてありますし、岩国の市議会においても、あるいは由宇町の議会におきましても、6月の終わりに全会一致で反対をするという決議がなされているところであります。

それから、今月になりまして、岩国市の自治会連合会からやはり反対をするという要請書が出されました。そしてもう一つは、女性のいろんな活動をしているグループがまとまっております岩国市の女性団体連絡協議会からも同じように、今月の中旬に、私の方に反対をするという要請書が出されているところであります。

そういう意味で、岩国市の中は行政、議会、そして市民の、そういう広い範囲で反対をするということで一致をしてきているわけでありまして、引き続きこの声を国に届けていかなければならないと考えています。

それから、御存知のように、周辺の市町村におきましてもそういう声が上がってきているわけ

です。山口県におきましては、由宇町はもちろんですが、和木町、柳井市、周防大島町において、それぞれ議会が反対の議決をしております。それから、今までに無かったことですが、広島県におきましても、大竹市、廿日市市、江田島市、大野町、宮島町が3市2町で議会と首長さんたちが反対をする期成同盟を作られまして、共同で反対の声を上げていこうとされております。広島市とか広島県も反対という声を上げていらっしゃる。もちろん山口県知事も機能強化には反対であるということをおっしゃっているところでもあります。

そういうふうにと考えると、今までに無かったことではありますが、広島湾ということで見ると、広島湾に面する自治体が全て反対ということで歩調を揃えてきているということで、本当に今まで無かったような動きになってきていると思います。

そういう状況を踏まえて、実は明日には私もまた上京をしまして、外務、防衛両省に出かけまして、住民の声があるというふうには揃ってきていますので、住民の声をさらにまた国に届けようと思っておりますし、8月1日には、山口県側のさっきの反対議決をされたところに集まっていたいただきまして、こんな形で状況説明をした上で今後の協力をお願いしていこうと考えています。さらには今後の予定ですが、広島県側とも協力をして、国に対して要請をするということも検討をされているという状況にあります。

そういう状況で、今後どういうふうには展開するかということは、これも推測の域でしかないのでも明確なことは分かりませんが、今伝えられているところによりますと、9月の終わりぐらいには米軍再編の中間的な報告がだされるのではないかとされています。そして、その中にいよいよ地域に係る具体的な再編案が示されてくるのではないかとされています。事前に協議もあるかもしれないということもされていますが、いずれも定かではありません。当面、ですから9月の下旬にそういう報告がされるかもしれないということを見ながら、そこで厚木の岩国移転案というものがその中に入らなければほっとするわけですから、入らないように、岩国への移転案というものが撤回されるように、もう短期間ではありますが、わずかな期間ではありますが、できるだけ地元の声をしっかり、繰り返し届けていく努力をしていかなければいけないと思っております。

きょうお集まりの町村につきましては、もう来年合併をするということが決まっているわけでありまして、一つの自治体になることにもなっているわけですから、私としましては一つのまちとして、同じまちの問題として皆さんにも是非考えていただきたいし、御理解をいただきたいと思っておりますし、御理解をいただいた上でいろいろとサポート、御協力をしていただきたいということを是非きょうはお願いをしたいと思っております。

いろいろな外部に対する行動とか活動とか、そういうものについては、岩国市と由宇町が従来からほとんど同じようには行動をしておりますので、今後も皆さんを代表して行動をさせていただ

きたい、運動をさせていただきたいと思っております。皆様方には常に、常時そうした状況を御連絡をしながら、御理解をいただいて、由宇町と岩国市で代表して行動をしていくということにさせていただければと考えておるところであります。

きょう皆さんにお話しするのは初めてであります、首長会議では常にこういう状況についてはお話ししておりますし、議会の皆様にも時々、折に触れてお話をしているところでございます。

とりあえず、以上、私の方から簡単な御説明ですが終わらせていただきたいと思います。せっかくの機会ですから、短い説明ですし、分からないこととか、御質問とか御意見がありましたら是非この機会に聞かせていただきたいと思います。

松本さん、どうぞ。

松本久次委員（錦町） 錦町の松本でございます。先ほど会長が言われましたように、同じまちの住民となるということでもありますので、基地の再編、あるいは厚木基地の移転については反対をするものでありますけども、この協議会の一員として心配されることは、これまで新市の庁舎の建設にあたり、80億という防衛庁の予算が約半額近い、まだはっきりとした数字は出ておりませんが、40億という数字になってきております。そういう面で、今後この防衛庁あたりに要望等をされるとは思いますけども、その中で建設費の補助金が減ってくるという恐れがあるのではないかというふうに、この協議会の一員として心配するところでもありますけども。その点はどういうふうにお考えですか。

井原勝介会長 今までも岩国はさまざまな補助金とか国の支援を受けて、いろいろまちづくりをしてきています。それはさっきも申し上げたように、従来から基地があるわけで、さまざまな影響も受けながらまちづくりをしてきているわけですね。それから、そういう状況の中で、ちょっとさっきは説明をしませんでしたけども、平成9年でしたか、今非常に問題になっています沖縄の普天間基地を移転するという問題が浮かび上がりまして、その普天間基地移転案の中で、空中給油機を十数機岩国に受け入れてくれないかという提案が国の方からなされて、1年くらい大変すったもんだした挙句、当時の状況を私は知りませんが、既存の飛行機の数減らすことによって機能強化にならないように調整協議した挙句に、沖縄から空中給油機を受け入れるということを決断をしてきているというわけですし、そういう状況のなかでさまざまな支援ということも、いろいろなまちづくりの支援というのも受けてきているわけですから、具体的に今言われました庁舎の補助金等については、そのときの経緯の中で支援をいただくということになっているわけですから、今まで協力してきている岩国の姿勢に対して援助していただくことになっていると思っておりますので、今回の問題と絡めてはいけないと思っております。しっかり確保していかなきゃいけないと思っております。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。あんまり長くならないでくださいね。

笹川徳光委員（岩国市） 市長と同じくらい時間もらってもいいんですかね。唯一岩国商工会議所が、厚木がくれば容認をしようと。その代わり、騒音公害の全く無いようにするために第三の滑走路を現在の滑走路から4キロ沖に付帯工法でやるべしということで、これはもともと防衛庁筋から提案されたことなんで、これが全くめっちゃくちゃな案だというふうに一部に批判されておる。これは心外なことでありまして、この私も20数回ワシントン、ハワイ等々行ってアメリカ海軍とか向こうの政府関係者と協議した内容でもございますし、総理官邸あるいは自民党本部、安部晋三さんもありましたけどもそういったところ、それから防衛庁の事務次官、これは防衛庁長官だけでなしに事務次官にぜひ会ってもらいたいと思いますけどね。外務省の場合も、外務省と防衛庁と首相官邸とがこのトランスフォーメーションに関してはばらばらな状況で一時あったわけですが、ようやく第二次小泉内閣において、官邸と自民党本部と防衛庁と外務省が一致した形になっておりますけども、多少そこにまだ防衛庁の中でも内局と防衛施設庁とでニュアンスが違ひ、首相官邸、防衛庁と外務省の北米局長あたりではニュアンスが違いますから、その間に入って何も言わなかったとかどうとかってことはあたらないうわけで、一番最も責任がある方はもちろん内閣総理大臣ですけども、沖縄がもたもたし、それから中曽根、レーガン会談以来で果たされていない日本の国防地位協定によるところの、満足なNLPの基地の提供について約束をしてきたけども、11代の総理に渡ってそれが果たされていなかった。ここで小泉内閣は電光石火の如くこれを決めて、内閣総理大臣としての実績を残したいという強い意志をもっておられるようであります。側近あたりが聞くところですけども。

それで、岩国の基地の強化ということについては、現在すでに60万坪基地が拡張をされているということで、これは強化といえれば強化になるわけです。それに大して60万坪が拡大されたら60万坪が返ってくるのが当然なんですけども、これは実現しそうにないというのが実態でありまして、ただこれから基地の機能強化という基準は、昭和49年当時に山口県議会が基地の沖合移設を自らの意思によって決議して、そのときに基地の面積の拡大等の機能強化は相成らんとということが前提で決議したわけですけども、その時点は現在の人員から言ったら約6,000人、今2,500人ですから、数においては3分の1以下になっておりますから、それを基点にすれば基地の機能の今以上の強化ということは理論的に成り立たんというわけでございます。県もこの点について悩んでおりますし、市議会も心ある人が悩んでおるということを知っております。

そこで、これからの問題ですけれども、この岩国はもともと高度経済成長時代から見放された、基地があるばかりに。だから今こそ基地を最大限に利活用して、この地域の発展を図るべきだというのが我々経済界の哲学であります。理念であります。この地域がもっておる本格的な使命というのは、国防安全保障に関わっておるわけですから、これを果たすというのが地域の本来的な使命だと思います。いまさら基地を撤去してここに工場誘致ができるわけでもありませんし、

二つの巨大な河川を擁しながら。

井原勝介会長 笹川さん。笹川さんの演説会じゃないんで、意見だけ言って終わってください。笹川徳光委員（岩国市） いやいや、だから。終わりますけどね、そういうことを全く踏まえなくて議論が進んではいけないということをここで申し上げておるわけでありませう。

井原勝介会長 はいどうぞ、小野さん。

小野哲明委員（玖珂町） 失礼します。大変新聞紙上でもに賑っております、ちょうど読売新聞がお三人の方のインタビューを掲載しておられました。市長さんと、あとお二人出ておられましたが、一つの記事に対しては私は論外だなというふうに判断をさせていただいております。ところが先だってより、岩国市の自治会、そして並びに女性団体協議会の二つの大変大きな組織の方々が反対を表明されました。私は大変感動するとともに、感銘もいたしました。すばらしい皆さん方の姿勢だなというふうに判断をさせていただいております。

私は今、ここで合併をする運命共同体であります私たちも、この厚木基地の移転問題の反対の行動に対しては、先ほど市長さんもおっしゃいましたけども、私どもからも正面切って協力をしていかなければならない問題だと思っております。

これ私の個人的な意見ですが、あの新聞紙上に書いておりました、国防こそ経済の基盤などと、議論に値しない発言が若干出ておりました。私非常に憤慨いたしました。非常にこの、日本人独特の、人の力を借りたり、あるいは人の責任にしたりとかいう、非常に他力とか他責の文化の一端を垣間見たような気がいたしまして、非常に気分を悪くいたしました。

それから、先日私どもの特別委員会で、ちょうど商工会長さんも委員になっておられますから確認をさせていただいたんですが、岩国商工会議所のこの行動に対しては、私どもの町には商工会という会があるわけですが、商工会長さんにもお尋ねしたんですが、今まで何らかのコンセンサスは得られたのかと。商工会議所も商工会というのも求めるところは最終的には同じなんです。だから、そういう合併をするまちの中の一つの組織に対してのアポイントを取られたか、そしてまたコンセンサスを得られてあったのかということ、会長さんから即御回答をいただきましたが、全く何の話も無かったと。同じ商工会あるいは商工会議所でも、組織は違うけども求めるものが一緒であるんだったら、合併をする中で商工会の皆さん方の理解も得んやいけん。これも一つの大きな問題だと思うんです。私は前々から言っておりますけど、市民の安全を駆け引きにしてまで経済の活性化を求めるとかいうことに対しては言語道断だと思っております。法定協議会の委員の皆さん方も、これから厚木基地の機能移転に対しては絶対反対だという共通認識を是非もっていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

井原勝介会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほども、最初にも申し上げましたように、もちろん笹川さん言われましたように、一部で商工会議所の決議等もありますが、私も、それから議会も、さらに住民の幅広い組織も反対ということで声を揃えております。そういう意味では、これからどういう展開になるか分かりませんが、そういう住民の声を踏まえて岩国市、あるいは由宇町と一緒に地元の声をしっかりと届けていって、厚木基地の移転がなされないように最大限の努力をしていかなきゃいけないと考えております。

今小野委員の発言にもありましたように、もうすでに合併をする、一つのまちとなる運命共同体でありますので、これから首長さんたちにも随時情報提供もしていきたいと思っておりますし、皆さん方にも機会があれば随時状況説明をしていきたいと思っておりますので、どうか関心をもってくださいまして御理解をいただきまして、是非御協力をさせていただきたいということをお願い申し上げます。報告を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、以上できょうの協議は終わらせていただきたいと思っております。何か事務局のほうからありますか。

武安事務局次長 特にございせんが、次の協議会の日程だけ報告させていただきたいと思っております。会議資料の一番最後の29ページに記載しておりますように、次回の開催時期は10月上旬を予定させていただいております。場所、議題等につきましては後日御案内をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

井原勝介会長 はいどうぞ、松本さん。

松本久次委員（錦町） これまで、組織機構について、まだ最終的な協議議題に上がっていないわけなんですけれども、もう合併が迫ってきておる中で、非常に大切な協議だと思うんですね。この次の10月にはこれが上がってくるのでしょうか。

井原勝介会長 行政の組織機構等についてですね。おっしゃるとおりで、重要な問題でもありますので、できるだけ早く決めなきゃいけないと思っておりますので、できるだけ早く調整をして、もちろん次回には上げられるように最大限の努力をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

関連でほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御協力をありがとうございました。審議を終わらせていただきたいと思っております。きょうは錦町の方々には御協力を大変ありがとうございます。30日にはここで夜～遊びフェスタというのが盛大に開催されるようでありますので、是非皆さんも参加していただけたらうれしいと思っております。

本当に御協力ありがとうございました。

[午後3時15分閉会]

---

岩国地域8市町村合併協議会会議運営規程第8条第1項の規定により署名する。

署 名 委 員      松 本 久 次

署 名 委 員      林      一 夫